

三重県観光統計データ利活用研修実施業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の名称

三重県観光統計データ利活用研修実施業務

2 委託業務を行う目的

本県では、市町・DMO等が活用できるよう、Webサイト「三重県観光統計データ」(<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp>) (以下、本サイト)において、三重県の様々な観光統計データを可視化し公開している。

本業務は、本サイトで公開しているデータをはじめとした観光統計データの活用方法について、市町・DMO等（県内29市町、DMO11団体、DMO除く観光協会30団体）を対象に研修を実施することにより、市町・DMO等のデータリテラシーを高め、県内の観光施策のEBPM（Evidence Based Policy Making：データ等の合理的根拠に基づいた政策立案）を推進することを目的とする。

3 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、三重県観光統計データ利活用研修実施業務を委託すべき業者を選定するために実施する。

4 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約日から令和8年3月23日（月）まで

(2) 委託内容

別紙「三重県観光統計データ利活用研修実施業務委託仕様書」のとおり

5 契約上限金額

5,045,700円（消費税及び地方消費税を含む）

6 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

※ なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とするが、当

該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。

- 1) 共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。
- 2) 同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできない。

(2) 最優秀提案者

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

7 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「三重県観光統計データ利活用研修実施業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定する。なお、企画提案資料等の提出は、1 事業者につき 1 件までとする。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請

(ア) 提出書類：各 1 部

① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第 1 号様式）

※ 企画提案コンペに関し、支店または営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状（第 2 号様式）も提出すること。

② 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し

③ 共同事業体協定書兼委任状（第 3 号様式）

※ 共同体等、複数社（者）から成る組織による申請の場合のみ提出すること。

※ 共同事業体の組織規程や会則、契約書等の写しを添付すること。

(イ) 提出期限

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）1 7 時（必着）

(ウ) 提出先：三重県観光部観光戦略課

住所：〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地

Email：kankost@pref.mie.lg.jp

(エ) 提出方法

持参、郵便や民間事業者による信書便、または電子メールのいずれかの方法で提出する。

※ 持参以外の方法で書類を提出する場合は、提出期限までに電話にて担当

部局に受理の確認をすること。

(オ) 結果通知

すべての参加意思表示者に対し令和7年5月26日（月）までに通知する。

(2) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類及び部数

① 企画提案申請書（第4号様式）：1部

② 企画提案書（任意様式）：9部（正本1部、写し8部）

- ・規格は日本産業規格のA4判（A3版による折り込み可）、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め20ページ以内とすること。
- ・企画提案書には下記を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。
 - a. 本委託業務の実施計画（業務仕様書に記載の業務内容及び委託業務全体スケジュール、事業実施の体制等）
 - b. 本委託業務で実施するセミナーを受講した参加者が達成できるであろうゴールイメージ
 - c. セミナーの実施回数及び各セミナーで取り扱うおおまかな内容
 - d. 各セミナーで選定予定の講師の今までの業務実績及びセミナーにおける講師実績
 - e. その他、契約額の範囲内で、本事業目的の達成に必要な追加提案があれば記載のこと。

③ 見積書（任意様式）：9部（正本1部、写し8部）

- ・課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、消費税を外税表記とすること。
- ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、積算根拠が分かる内訳書を添付し、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。
- ・社名及び代表者名を記載すること。なお、発行責任者、担当者の氏名、連絡先の記載がある場合、代表者印は不要とする。

④ 提案事業者の概要書：9部（正本1部、写し8部）

- ・提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。

(イ) 提出期間

企画提案コンペ参加資格結果通知日から令和7年5月28日（水）

17時まで（必着）

※上記以外の期間は、提案書を受理いたしません。

(ウ) 提出先

三重県観光部観光戦略課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

(エ) 提出方法：持参又は郵便や民間事業者による信書便

※ メール及びファクシミリでの提出は出来ません。

※ 企画提案書を郵便や民間事業者による信書便にて提出する場合は令和7年5月28日（水）17時までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

8 最優秀企画提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

提案者から提出される企画提案資料による書類審査と併せ、以下により提案者のプレゼンテーションを実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

なお、選定において、最低制限基準点（合計満点比60%）未満の提案は失格とする。また、この基準は一者提案となった場合も同様とする。

(2) 書面審査の実施

提案者が5者以上となった場合、選定委員会で書面審査を行い、優良提案者を4者以下選定する。審査の結果は、全ての提案者に対し、令和7年5月30日（金）までに電子メールにて通知する。

書面審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、プレゼンテーションは行わない。

(3) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。審査の結果は、プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

(ア) 開催日時 令和7年6月2日（月）13時00分～（予定）

(イ) 開催場所：三重県吉田山会館304会議室

（津市栄町1丁目891番地）（予定）

(ウ) 開催形式 対面またはオンライン（各提案者の希望による）

(エ) その他

プレゼンテーションは、事前に提出のあった企画提案書等のみを使用し、説明することとする。

(4) 評価基準

以下の項目等により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

(ア) 事業の合目的性・有効性（5段階評価、比重配点×2）

・各セミナーの提案内容は、データの収集・取得から理解、分析、活用まで体系的に学ぶことができ、市町・DMO等のデータリテラシーを高め、観光施策のEBPMの推進につながるものとなっているか。

(イ) 妥当性（５段階評価、比重配点×２）

- ・セミナー講師の選定は、各回の内容に精通した人物や豊富なセミナー実績を有する人物、市町・DMO等のセミナー参加を促すような人物を提案しているか。

(ウ) 実施計画・実施体制（５段階評価）

- ・業務の全体スケジュールは具体的か。無理のない計画か。
- ・業務の実施に係る実施体制は十分か。

(エ) 経済合理性（５段階評価）

- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。費用対効果の観点から見積額は合理的であるか。

(５) 審査結果の通知

審査結果は選定後速やかに参加者に通知するとともに、三重県のホームページにて公表する。

9 質問の受付及び回答

(１) 質問の受付期限

令和７年５月１２日（月）１７時（必着）

(２) 提出方法

- ・当企画提案コンペに関する質問は、質問申請書（第５号様式）にて行うものとし、下記提出先まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出する。
- ・ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後電話にて受理を確認すること。

(３) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町１３番地 三重県観光部観光戦略課

電話：059-224-3115

ファクシミリ：059-224-2801

Email：kankost@pref.mie.lg.jp

(４) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限る。
なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(５) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、原則として令和７年５月１３日（火）
１７時までに三重県ホームページに掲載する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第6号様式）及びその裏付けとなる書類（契約書の写し、契約の相手方が発行した契約履行実績証明書その他業務内容がわかる資料）
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件登録）登録申出書」（第7号様式）

11 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者と、その提案内容を踏まえ、委託契約を締結します。
- (2) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (5) 契約は、三重県観光部観光戦略課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって、暴力団等排除要綱第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 三重県観光部観光戦略課に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県観光部観光戦略課と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。

(2) 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とする。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(4) 提出のあった全ての書類は、返還しない。

(5) 提出された提案書は「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。

(6) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。

- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号）の規定によるものとする。
- (8) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により罰則があるので留意すること。

18 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

19 担当部局

三重県観光部観光戦略課 三竿、大倉
〒514-8570 三重県津市広明町 1 3 番地
電話：059-224-3115 ファクシミリ：059-224-2801
Email：kankost@pref.mie.lg.jp